

財務省告示第四百十八号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十九年十一月二十日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成十九年十二月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	経過利子
利付国庫債券（十年）（第二百八 十八回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	受け株 式会社 ゆうち よ銀行 による 引	額面 金額で 二千六 百四十 二億 円	二千六 百四十 九億 九千二 百六十 万 円	五万 円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の記載又は記録によるものと する。	平成十九年十一月二十日	額面金額百円につき百円三十銭	年一・七パーセント	株式会社ゆうちよ銀行代表執行

の 払 込 み

役 会 長 は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次  
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第  
十 八 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込  
む も の と す る 。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{61}{365}$$

十 三 初 期 利 子

平 成 二 十 年 三 月 二 十 日 を 支 払 期  
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た  
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期  
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、  
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う ( 以 下 、  
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定  
す る 期 日 に つ い て 同 じ ) 。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四 第 二 期 以 後 の 利 子

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日  
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い  
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る 利  
子 を 支 払 う 。

十 五 償 還 金 限

平 成 二 十 九 年 九 月 二 十 日

十 六 償 還 金 支 額

日 本 銀 行 額 百 円 に つ き 百 円

十 七 払 込 所

十 八 払 込 期 日

平 成 十 九 年 十 一 月 二 十 日